

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第111号）（建設局道路部放置車両対策課）

京都市西京極自転車駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場の利用に係る料金を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に收受させずに使用料として本市に納入させることとすることに伴い必要な事項を定めるとともに、一定の期間を超えて継続して自転車等駐車場に駐車する自転車等を市長が適当と認める場所に指定管理者が移動し、保管することができることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 桧本 賴兼

京都市条例第111号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第6条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「自転車等駐車場」の右に「(京都市西京極自転車駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場(以下「西京極自転車駐車場等」という。)を除く。次条第2項、第8条第3項及び第10条第1項において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 西京極自転車駐車場等に自転車等を駐車させる者(次条第1項に規定する回数券若しくは前払式駐車券又は第8条第1項に規定する定期駐車券により駐車させる者を除く。)は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において別に定める駐車料金を納入しなければならない。

第7条第1項中「指定管理者」の右に「(西京極自転車駐車場等にあっては、市長。次条第1項において同じ。)」を加え、同条第2項中「回数券」を「自転車等駐車場に係る回数券」に改め、同条に次の1項を加える。

3 西京極自転車駐車場等に係る回数券又は前払式駐車券の交付を受けよ

うとする者は、その券面額からその1割に相当する額の範囲内の額を割り引いて別に定める駐車料金を納入しなければならない。

第8条第3項中「定期駐車券」を「自転車等駐車場に係る定期駐車券」に改め、同条に次の1項を加える。

4 西京極自転車駐車場等に係る定期駐車券の交付を受けようとする者は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において別に定める駐車料金を納入しなければならない。

第9条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条本文中「利用料金」の右に「(西京極自転車駐車場等にあっては、既納の駐車料金)」を加える。

第10条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条中「ときは、」の右に「自転車等駐車場の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、西京極自転車駐車場等の駐車料金を減額し、又は免除することができる。

第11条第1項中「市長は」を「指定管理者は」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項本文中「者は」の右に「、指定管理者に対し」を加え、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 定期駐車券の発行その他京都市西京極自転車駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場の駐車料金を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(建設局道路部放置車両対策課)